

topics

01

あったか灯油支給事業（灯油購入費等助成）を実施します

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

町では、灯油価格の高止まりや電気料金の値上げを受けて、暖房費等の一部を助成する「あったか灯油支給事業」を実施しますので、対象世帯の方は忘れずに申請してください。

なお、本年度は灯油暖房に限定せず、石炭・薪などを使用しているご家庭やオール電化住宅なども含め下記の世帯が対象となります。

■対象世帯

平成27年1月1日現在で本町に住所があり、平成26年度住民税が非課税で、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 70歳以上の高齢者のみの世帯（平成27年3月31日までに70歳になる方も対象とします。）
- (2) 重度心身障がい児または重度心身障がい者（身体障がい者1・2級及び3級の内部疾患、療育手帳A判定、精神障がい者福祉手帳1・2級）がいる世帯
- (3) 平成8年4月2日以降に生まれたお子さんがいるひとり親世帯
- (4) その他町長が認める世帯

※平成26年度住民税の納付書が届いている世帯、また社会福祉施設入所者、長期入院や長期不在及び被保護世帯は対象外となります。（電話による課税状況のお問い合わせには回答できません。）

■助成金額 1世帯あたり10,000円

■申請手続き

助成を受けようとする方は、下記の受付期間内に印鑑と世帯主本人の金融機関口座の通帳をご持参の上「あいくる」までお越しください。（申請書は「あいくる」にあります。）

■受付期間 1月19日(月)～2月20日(金) 8時30分～17時まで ※土・日曜日、祝日を除く

■特別窓口開設 2月8日(日)9時～15時・2月9日(月)17時～20時まで

■お問い合わせ 保健福祉総合センターあいくる ☎378～5888

topics

02

個人住民税（町民税・道民税）特別徴収拡大の取組みについて

税務課
課税G

■個人住民税の特別徴収とは

事業者（個人・法人）が従業員の居住する市町村に「給与支払報告書」を提出し、市町村が住民税を計算して事業者へ「特別徴収税額通知書」を送付します。事業者は「特別徴収税額通知書」の金額を毎月の給与支払いの際に天引きして、翌月10日までに納入していただく方法です。

■特別徴収にはこんなメリットが

- 住民税の納期は年4回ですが特別徴収は年12回なので、1回あたりの金額が少なくなります。
- 給与からの天引きなので、納め忘れがなくなります。

■北海道内全域で特別徴収の完全実施に取り組んでいます

個人住民税の特別徴収は地方税法で定められている制度ですが、現状はすべての事業所で実施されてはいません。制度の完全実施に向けて全道で取り組みを行っており、南幌町においても順次事業者への特別徴収実施の指定を行い、平成29年度の完全実施を予定しています。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

広告

生活に密着した地元紙

北海道新聞 道新スポーツ

日本経済新聞
朝日・日刊スポーツ

朝刊配達スタッフ募集

- ・職種 朝刊配達
- ・年齢 高校生以上
- ・休日 週1回
- ・給与 月28,000円～80,000円
(配達区域によって変動あり)



北海道新聞松田販売所 ☎378-2755 FAX378-3310

■高額介護合算療養費制度

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険からそれぞれ支給されますので、後日、北海道後期高齢者医療広域連合より送付される案内により役場住民課医療介護Gへ申請してください。

※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

■自己負担額（1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日）

負担割合	区分	自己負担額の合計の限度額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

■医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、希望者に医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は3月末（平成26年7月～12月診療分）に行いますので、新たに発行を希望される方は、住民課医療介護Gまでご連絡ください。

※既に医療費通知の送付を希望されている方は、今後も継続して発行しますので申し込みは不要です。

※医療費通知を確定申告「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

■お問い合わせ

- ・住民課医療介護G
- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎290～5601

北海道住宅供給公社では、みどり野団地の販売促進を図るため、子育て・高齢者支援、地元割引や複数区画購入割引などのキャンペーンを実施しています。このキャンペーンのご利用により1区画200万円台から購入することも可能でお得な内容となっています。

■みどり野団地分譲概要 ※平成26年度の分譲受付は1月30日（金）まで

- 区画面積 1区画平均315㎡（約95坪）
- 分譲価格 平均15,200円/㎡（約5万円/坪） 最多分譲価格帯400万円台

■割引キャンペーン

- 子育て・高齢者支援 30%割引
18歳未満のお子さんがあるご家庭または65歳以上の高齢者が入居・同居するご家庭

- 地元割引 30%割引

南幌町民の方または南幌町民だった方や南幌町内で勤務されている方が入居・同居するご家庭

※子育て・高齢者支援割引と地元割引の併用はできません。

■複数区画同時購入割引

- 2区画10%割引
- 3区画20%割引

■お問い合わせ

- ・北海道住宅供給公社販売担当 ☎281-3712
- ・まちづくり課企業誘致G

平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付は2月16日(月)から3月16日(月)までです。還付申告については1月19日(月)から受付します。

■復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

■公的年金等に係る確定申告について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告については必要なくなっていますが、住民税を算定するにあたり住民税申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

また、公的年金を受給されている下記の①か②に当てはまる方で配偶者控除や扶養控除を受ける場合は、確定申告又は住民税申告が必要となります。

①65歳未満の方で年金収入が108万円未満の方

②65歳以上の方で年金収入が158万円未満の方

■国税庁のホームページで「所得税の確定申告」が作成できます

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書等作成コーナー」では、画面の指示にしたがって金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書等が税務署に出かけることなく、自宅で簡単に作成することができますのでご活用ください。作成した確定申告書は、印刷して郵送等により提出できます。なお、申告・納付の手続きなどでご不明な点がありましたら、お気軽に岩見沢税務署(☎0126~22~0810)にお尋ねください。

収入がない方も忘れずに申告を！

申告は、住民税・国民健康保険税・介護保険料等を算定する上での基礎数値となるほか、福祉制度等の基礎数値や所得証明書発行に必要となります。また、申告をしないと高額医療費の自己負担額や入院をしたときの食事代の自己負担額が高くなる場合もありますので、遺族年金・障害者年金などの課税対象にならない収入のみの方や、平成26年中に収入がない方も申告しましょう。(町内の親族の被扶養者になっている方は申告の必要はありません。)

要介護認定を受けられている方で、交付要件に該当する方に「障害者控除対象者認定証」を交付します。所得税・住民税の申告をするときに認定証を提示すると、本人または扶養者が、障害者控除・特別障害者控除を受けることができます。

■交付要件

■身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されていない方

■65歳以上の方

■平成26年12月31日現在で「要介護認定1~5」を受けている方

※既に交付した方で、要介護度が変わっている方は、障害者控除対象者または特別障害者控除対象者の区分が変わる場合がありますのでご連絡ください。

■申請方法

介護保険被保険者証と印鑑を持参の上、あいくるまでお越しください。

■お問い合わせ

保健福祉総合センターあいくる ☎378~5888